

個人情報ファイルの名称	人にやさしいまちづくり条例に基づく届出台帳
行政機関等の名称	福島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部開発建築指導課
個人情報ファイルの利用目的	届出が必要な建築物の確認及び管理のため
記録項目	1 氏名、2 住所、3 建築物の所在地
記録範囲	市内に存する建築物の建築主（届出が必要な場合のみ）
記録情報の収集方法	本人又は代理人の申請に基づき収集
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福島市総務部総務課 (市民情報室)	
	(所在地) 〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	1-1 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	該当
	1-2 うち政令第21条第7項に該当するファイル	有
	2 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	—
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	